

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
修徳学院	<p>寮父母が寮舎内の私室において、個人的に使用しているため負担すべき電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、寮父母から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="442 621 1567 884"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期限の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2寮舎内私室分</td> <td>電力量計（一般用） 1台</td> <td>平成13年12月</td> </tr> <tr> <td>第8寮舎内私室分</td> <td>電力量計（一般用） 1台</td> <td>平成27年8月</td> </tr> <tr> <td>第13寮舎内私室分</td> <td>電力量計（一般用） 1台</td> <td>昭和71（平成8）年12月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期限の終期	第2寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	平成13年12月	第8寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	平成27年8月	第13寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	昭和71（平成8）年12月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>	<p>当該電力量計（一般用）をそれぞれ有効期限が2030年2月までのものへ交換した。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
使用目的	計量器の種類	有効期限の終期													
第2寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	平成13年12月													
第8寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	平成27年8月													
第13寮舎内私室分	電力量計（一般用） 1台	昭和71（平成8）年12月													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月3日）